

デイサービスセンター
 三島の杜
 利用料金表

2026年7月時点

基本料金(1割負担)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3～4時間	¥416	¥478	¥540	¥600	¥663
4～5時間	¥436	¥501	¥566	¥629	¥695
5～6時間	¥657	¥776	¥896	¥1,013	¥1,134
6～7時間	¥678	¥801	¥925	¥1,049	¥1,172
7～8時間	¥753	¥890	¥1,032	¥1,172	¥1,312

【加算】

主な加算	加算料金	説明
入浴介助加算 I	¥40／回	入浴又はシャワー浴を実施時に算定します。 清拭などは対象外とします。
口腔機能向上加算 I	¥150／回 (月2回を限度)	口腔機能が低下している、またはそのおそれがある方に対して実施する、 口腔機能向上の取組みを評価する加算です。
口腔機能向上加算 II	¥160／回 (月2回を限度)	
個別機能訓練加算 I (イ)	¥56／日	計画書に基づいて機能訓練として体操や歩行訓練等を実施した時に算定。 専門職が不在の時や未実施の時は算定しません。
中重度者ケア体制加算	¥45／日	手厚い介護や医療的ケアが必要な方も安心・安全に過ごせる体制を整え、 国の基準を満たしている場合に算定される加算です。
認知症加算	¥60／日	前年度の実績を元に一定の水準を超えている場合に算定します。 (認知症自立度Ⅲa以上の方が対象)
科学的介護推進体制加算	¥40／月	介護の公的機関(国保中央会)が運営する「科学的介護情報システム (LIFE)」を活用し、根拠に基づいた質の高いケアを提供するための加算です。
口腔・栄養スクリーニング加算 I	¥20／月 * 6カ月に1回	利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことで重度化 予防に繋げる観点から、個々の口腔・栄養の状態を的確に把握した上でより 良いケアを提供することを目的に、介護職員等による口腔スクリーニング の実施を評価し算定します。
サービス提供体制強化加算 I	¥22／日	介護福祉士の配置を特に強化して基準を満たし、届出を行っている介護事 業所に対して算定します。
介護職員等処遇改善加算 I 口	¥12.7%／月	介護サービスに従事する職員等の処遇改善を図るための加算です。
送迎減算	¥-47／片道	事業所側が送迎を行わない場合は、片道につき減算します。
保健適応外		
食費	¥600／1食	お食事代金として頂きます。

デイサービスセンター
 三島の杜（予防）
 利用料金表

2026年7月時点

基本料金（1割負担）	要支援1	要支援2
月額	¥1,798	¥3,621

加算		
主な加算	加算料金	説明
口腔機能向上加算Ⅰ	¥150／回 (月2回を限度)	口腔機能が低下している、またはそのおそれがある方に対して実施する、口腔機能向上の取組みを評価する加算です。
口腔機能向上加算Ⅱ	¥160／回 (月2回を限度)	
科学的介護推進体制加算	¥40／月	介護の公的機関(国保中央会)が運営する「科学的介護情報システム(LIFE)」を活用し、根拠に基づいた質の高いケアを提供するための加算です。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	¥20／月 *6ヵ月に1回	利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことで重度化予防に繋げる観点から、個々の口腔・栄養の状態を的確に把握した上でより良いケアを提供することを目的に、介護職員等による口腔スクリーニングの実施を評価し算定します。
サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援1)	¥88／月	介護福祉士の資格を持つ職員を一定の水準を満たし、事業所に配置している場合に算定します。
サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援2)	¥176／月	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	¥12.7%／月	介護サービスに従事する職員等の処遇改善を図るための加算です。
保健適応外		
食費	¥600／1食	お食事代金として頂きます。